

令和6年度石垣市結婚新生活支援事業



# 石垣市は 新婚新生活を 応援します!!

最大 **60万円**

婚姻時の年齢が夫婦共に  
29歳以下

最大 **30万円**

婚姻時の年齢が夫婦共に  
39歳以下



対象の方：2024年1月1日～2025年3月31日までに結婚された方

補助対象：2024年4月以降の住宅購入費・敷金・礼金・仲介手数料・引越費用

対象要件：下記の①～⑥までの要件をすべて満たす世帯

- ①2024年1月1日から2025年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ②夫婦の婚姻日における年齢がともに39歳以下であること
- ③2024年4月1日から2025年3月31日までの間に、結婚を機に新たに市内に住宅を購入又は賃貸した世帯、引越をした世帯
- ④継続して石垣市に居住する意思があること
- ⑤前年(1月から12月)の夫婦の所得合計が500万円未満(4月から5月に申請する方は2022年の所得の合計額)※給与所得の場合、合計収入は660万円程度が目安です。※奨学金を現に返済している場合は、年間返金額を控除します。
- ⑥他の公的制度による補助、他市町村で本補助金等を受けていないこと

【申請・お問い合わせ先】

石垣市役所2階 ふるさと創生課 TEL:0980-82-1350

裏面もご覧ください⇒

# 結婚新生活支援事業補助金



## チェックシート



婚姻届の提出日は2024年1月1日～  
2025年3月31日ですか？

いいえ

はい

2024年4月1日～2025年3月31日  
に取得（賃借）した石垣市内の住宅に居住し、  
住民登録がありますか？

いいえ

はい

夫婦の2023年中（2023年1月1日～12月31日）の  
合計所得は500万円未満かつ、婚姻日における夫婦の年齢が  
ともに39歳以下ですか？

※但し、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が500万円未満

はい

いいえ

該当する項目がありますか？

- ・ 公的制度により住宅購入その他引越しにかかる経費を全額受給した者
- ・ 過去にこの事業に基づく補助を受けた者

はい

いいえ



非該当

石垣市ふるさと創生課  
TEL：0980-82-1350